

小牧市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年1月30日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 石 田 知早人

小牧市財政援助団体等監査結果報告

第 1 監査の概要

1 監査の対象

名称 小牧市国際交流協会

(所管部課：市民生活部 多文化共生推進室)

範囲 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業のうち、
次の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について

補助金の名称	小牧市国際交流協会事業費等補助金
補助金額	21,894,000 円
補助の目的	小牧市の多文化共生と国際交流を推進するため

2 監査の期間

令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 11 月 27 日まで

3 監査の場所

小牧市公民館学習室 4－4

4 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書、
支払証拠書類及び預金通帳等の関係書類を調査するとともに、関係職員
から説明を求め、当該補助金が交付目的に沿って正しく使用されている
かなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適切に行われているかに
主眼をおいて監査を実施した。

また、所管部課に対しては、補助金の出納に係る指導監督が適切に行
われているかに主眼をおいて監査を実施した。

第2 監査の実施内容

1 監査団体の概要（令和7年3月31日現在）

(1) 設立年月日

平成6年11月30日

(2) 目的

企業が集積し、外国人が多く暮らす小牧市という都市の特性をいかし、市民主体の国際交流活動を推進し、多様な文化や価値観とともに理解し尊重し合う多文化共生を推進するとともに、諸外国との相互理解・友好親善を図ることにより、笑顔あふれる支え合いと活力ある地域づくりに寄与すること。

(3) 役員数

理事 19 名（会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名、理事 14 名）、
監事 2 名

(4) 会員

630 名（個人・法人・団体・ジュニア）

(5) 事業

- ①国際交流事業
- ②情報収集および提供事業
- ③啓発および知識の普及事業
- ④交流団体等支援事業
- ⑤生活しやすい街づくりの推進事業
- ⑥自主グループ活動の推進
- ⑦英語教育支援事業
- ⑧多文化共生事業
- ⑨多言語対応推進事業
- ⑩災害時外国人支援ボランティア講座の開催

2 事業の実施について

(1) 補助金工事申請等の手続

交 付 申 請 日	令和 6 年 4 月 1 日
交 付 決 定 日	令和 6 年 4 月 12 日
補 助 金 確 定 額	令和 6 年度 21,894,000 円
交 付 日 及 び 交 付 額	令和 6 年 5 月 31 日 5,694,000 円 令和 6 年 7 月 31 日 5,400,000 円 令和 6 年 9 月 30 日 5,400,000 円 令和 6 年 12 月 20 日 5,400,000 円
実 績 報 告 日	令和 7 年 3 月 31 日
額 確 定 通 知 日	令和 7 年 3 月 31 日

(2) 収支状況

令和 6 年度の補助金の収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
補 助 金	21,894,000	国 際 交 流 事 業 費	1,532,504
		情 報 収 集 及 び 提 供 事 業 費	366,220
		啓 発 及 び 知 識 の 普 及 費	175,164
		生 活 し や す い 街 づ く り の 推 進 費	1,330,000
		英 語 教 育 支 援 事 業 費	144,200
		多 文 化 共 生 事 業 費	206,782
		多 言 語 対 応 推 進 費 (多 言 語 協 力 員 設 置 事 業 費)	65,441
		事 務 局 職 員 給 与 費	17,274,473
		事 務 費	799,216
		合 計	21,894,000

第3 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導監督状況等については、監査を実施した限りにおいて、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。また、是正・改善を要する事項（指摘事項）が見受けられたので以下に記述した。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

【指摘事項】

《 小牧市国際交流協会 》

- ・ 法定労働時間内における所定労働時間を超えた時間外勤務及び法定外休日の時間外勤務に対し、労働基準法の定めを超えた割増賃金の率が適用されている。労働基準法の定めを超えて労働者に有利な取扱いをする場合は就業規則に規定する必要があるが、協会の就業規則において別に定めるとした給与及び手当の規定は確認できない。人件費が補助対象経費であることから、就業規則において時間外勤務に対する割増賃金について規定されたい。

《 多文化共生推進室 》

- ・ 協会から提出された補助事業等実績報告書において、補助対象経費のうち、自主財源を充当する経費が示されておらず、補助対象内と補助対象外の経費の区分が不明瞭なまま受理し額の確定通知がされている。

実績報告を受けたときは、補助金がどのような経費にいくら充てられているか等の内容を審査すべきであるが確認できない状況である。補助金が適正に執行されているかを確認できるよう、実績報告書において補助対象事業となる各事業に充当した補助金及び自主財源等の各金額を明確にした書類の提出を求めるとともに、提出を必要とする規定等について整備されたい。

付記事項

今回の監査を踏まえ、地方自治法第199条第10項に基づく監査委員の意見を以下に記述する。

【意見】

《 小牧市国際交流協会 》

- ・ 現金小口として一定の現金を保管し講座受講料等の受領や事業経費の支払いが日々されているが、収支の記録となる現金出納簿等は整備されていない。収入及び支出に係る各帳票の記録と現金の保管残高が一致しない場合に原因を特定することが困難となるなど、現金を適切に管理していく上で現金出納簿の整備は不可欠なものとする。また、現金小口による支払いでは、必要に応じた概算額を支給し、領収書と残金の受領により精算を行っている。概算払をする際に口頭での申請になっていることから、現金の収支が不明瞭になる恐れがあり、概算額を支給する際には書面での申請を取り入れるなど、収支が明瞭となる運用が望ましいと考える。
- ・ 収入においては講座等の募集等締切時に、支出においては月末に調書を作成されている。調書作成時に予算額との照合が行われているが、資金現在高との照合は決算時まで行われていない状況である。事業資金の大半を補助金で運用している状況において、定期的に事業収支と資金現在高との照合を行い事業収支が適正な状態であることを確認することは、適正な会計処理を確保していく上で不可欠であることから、定期的に実施する必要があると考える。
- ・ 現在、協会の会計事務の手続きについて整備されたものではなく口頭での引継ぎにより事務が執り行われている。担当者の異動時においても安定的に会計事務が執り行えるようマニュアル等の整備について検討されたい。
- ・ 現在、協会の会員数は減少傾向にある。協会の会員数の維持、増加に向けて、外国語講座などの知識普及事業や多文化共生事業における催しなど、協会の活動の魅力を高め、協会の活動をより広く市民や外国籍従業員を雇用する多くの市内企業に周知していくことは、協会設立の目的達成や自主財源確保にもつながると考える。今後も協会の魅力ある活動を広く周知されることにより、会員の継続率を高めるとともに、新たな

会員の獲得に努められたい。

- ・ 総会においては、総会出席者数は記録されているものの議事録は作成されていないとのことである。総会は会員をもって構成され、予算及び事業計画の決定や決算及び事業報告の承認等の重要な事項について出席者の過半数の議決で表決される場であることから、今後は総会の議事録を作成されたい。

《 多文化共生推進室 》

- ・ 現在の補助金要綱においては精算についての具体的な規定はなく、会費や寄附金等の自主財源と補助金の充当順位が明確になっていないことから、充当する順位により補助金の額に差異が生じることとなる。交付先との認識の齟齬をなくすためにも、補助金要綱等で具体的な精算方法等について明確にされたい。